

政令第 号

水源地域対策特別措置法第二条第二項のダム、同条第三項の湖沼水位調節施設及び第九条第一項の指定ダムを指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第一百十八号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

水源地域対策特別措置法第二条第二項のダム、同条第三項の湖沼水位調節施設及び第九条第一項の指定ダムを指定する政令（昭和四十九年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第九十四号を第九十五号とし、第八十六号から第九十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八十五号の次に次の一号を加える。

八十六 那珂川水系那珂川五ヶ山ダム

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

水源地域対策特別措置法が適用されるダムとして新たに那珂川水系那珂川五ヶ山ダムを指定する必要があるからである。